

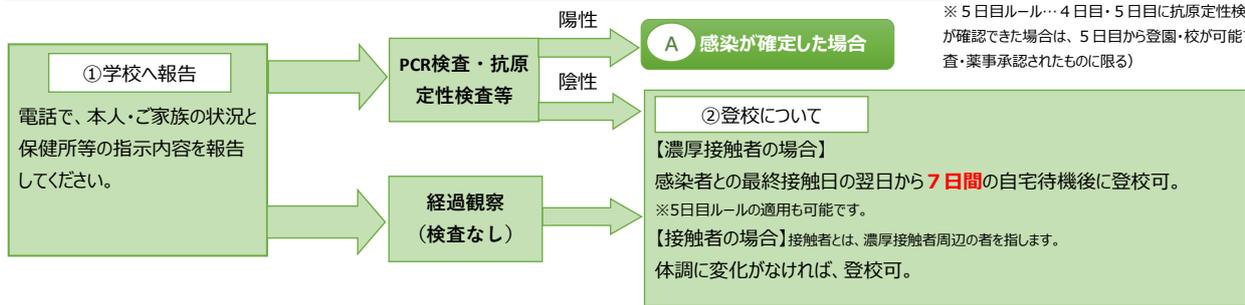
A 感染が確定した場合

⚠️ 陽性者の登校・園については、学校では判断できません。
保健所・医療機関の指示を仰いでください。

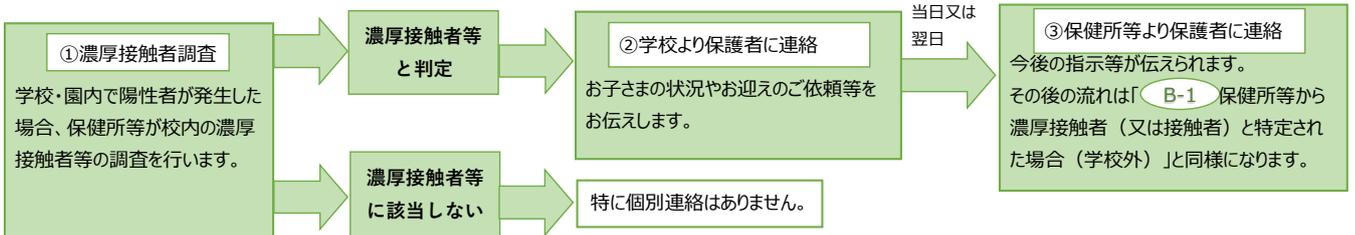


B-1 保健所等から濃厚接触者（又は接触者※）と特定された場合（学校外）

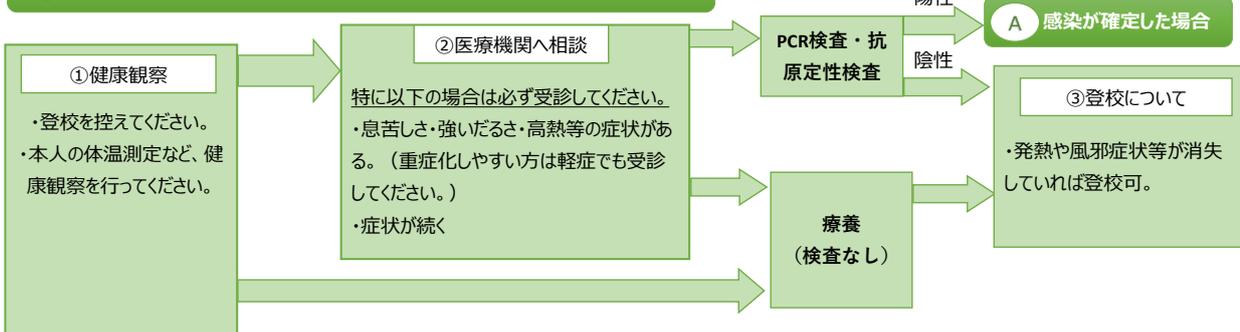
※5日目ルール…4日目・5日目に抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合は、5日目から登園・校が可能です。（自費検査・薬事承認されたものに限る）



B-2 保健所等から濃厚接触者（又は接触者）と特定された場合（学校内）



C 症状（発熱、風邪症状、味覚・臭覚障害等）がある場合



D ご家族（同居者）に感染のおそれがある場合→まずは登校を控えてください！！

①ご家族が感染した場合

- ・保健所・医療機関の指示に従ってください。
- ・電話で、学校に本人とご家族の状況と保健所・医療機関の指示内容を報告してください。
- ・濃厚接触者等に指定された場合は、「B-1 保健所から濃厚接触者（又は接触者）と特定された場合（学校外）」を参照してください。

②ご家族が濃厚接触者と特定された場合

- ・電話で、学校に本人とご家族の状況と保健所等の指示内容を報告してください。
- ・ご家族がPCR検査等で陰性と確認される又は経過観察期間が終了するまで登校を控えてください。

③ご家族に感染が疑われる症状がある場合

- ・ご家族がPCR検査等で陰性と確認される又は経過観察期間が終了するまで登校を控えてください。
- ・ご家族の陽性が判明した場合は、「D ①同居者が感染した場合」を参照してください。